



## 申19号「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化について」に関する申し入れを行う!

### 【共通】

1. 保線部門において、今後6年間で多くの退職者を予定していることに鑑み、保線業務の技術・知識を低下させることの無いよう、直轄での検査や修繕等の業務を継続して実施していくこと。また、安全レベルが低下することの無いよう安全教育の充実化を図ること。
2. 保線部門におけるエルダー社員本体枠勤務者の役割を明確にすること。また、本人のモチベーションを低下させないよう、適正に合わせた担当グループの配置とすること。
3. 今施策における7年育成プランの考え方を示すこと。また、新規採用者の教育体制は基礎技術と安全意識の養成、保線技術の習得を最優先で行う体制を構築すること。
4. 今後の軌道設備強化計画を示すこと。また、線路保守業務を安全に行うために線路閉鎖長大間合の確保や線路閉鎖間合いの充実化、線路設備の改良・簡素化を積極的に行うこと。
5. パートナー会社の労働条件向上の観点から、保守手続きや保安打合せ等の部分においてスリム化するなど、パートナー会社の労力軽減に向けて現場実態を把握しながら改善を図ること。
6. 今施策に伴う出向について、役割を明確にすること。また、出向については「労働条件に関する協約」(平成27年10月1日締結)に則り取り扱うこと。

### 【線路設備モニタリングによる新たなメンテナンス手法の導入】

7. モニタリング巡視の本実施については線区におけるデータ精度の定着と、全社員がシステム概要・操作を習熟してからの実施とすること。また、駅間における徒歩巡視の周期延伸はシステム検証を行いながら段階的に引き上げること。
8. 各保線技術センターの駅間における要注意箇所については、現行通りの徒歩巡視周期で設備点検を実施する体制とすること。
9. 4級線でモニタリング装置搭載車両が走行する線区についての取り扱いを明確にすること。
10. 線路設備モニタリングと仕上り検査(引継検査)の考え方について明らかにすること。
11. 線路沿線の樹木対策、施工基面における雑草対策を施すこと。
12. モニタリング装置の記録媒体交換については、契約した仕様書に則って行うこと。また、小山車両センターにおけるガラス面清掃について、他車両センター同様に月1回とすること。

### 【烏山線の保守業務の見直しについて】

13. JRとパートナー会社の業務区分を明確にすること。また、運転保安に関わる判断業務はJRが行うこと。
14. 異常時に対応出来るよう、線区の特情把握や土地勘を養成できる仕組みを構築すること。
15. 異常時に対応するため、烏山駅構内及び大金駅構内にデポを新設すること。
16. 業務移管後、JRとパートナー会社で施策に伴う意見交換等を定例的に実施し、課題については改善を図ること。

### 【保線部門の技術支援体制の再整理】

17. 代表保線技術センターの「保線技術グループ」再配置において、グループの必要性と実施する業務・役割を具体的に示すこと。また、配置に際しては技術力・知識に精通した社員を配置し、保線部門の技術継承が確実に出来る体制とすること。

以上

**現場の声を施策実施に反映させ、  
安全で働きやすい職場環境を創り出そう!**